



ひとり親家庭等認可外保育施設 利用料補助事業

浦添市ではひとり親家庭等における認可外保育施設の利用料の負担を軽減することにより、当該家庭の生活の安定と自立の促進を図ることを目的とし、当該家庭に係る認可外保育施設の利用料を減免した認可外保育施設に対し補助金を交付するひとり親家庭等認可外保育施設利用料補助事業を実施します。

★助成対象者★ ※次の対象要件すべてに該当する必要があります。

- ① 浦添市に住所を有する者
- ② 児童扶養手当の支給要件又は浦添市母子及び父子家庭等医療費助成事業の受給資格を満たしている保護者（養育者も含まれます。）
- ③ 浦添市に保育の必要性の認定を申請し、その認定を受けた子どもの保護者
- ④ 浦添市に保育所の利用の申し込みを行ったが、定員に空きがない等の理由により認可外保育施設を利用している子どもの保護者
- ⑤ R7年4月1日時点の児童の年齢が0～2歳で課税世帯にあたる保護者

※対象となる認可外保育施設は、児童福祉法第59条の2第1項の規定に基づいて、沖縄県に設置届を提出している施設となります。

※子育てのための施設等利用給付（幼児教育・保育無償化の給付）との併給はできませんので、その際は問い合わせいただくようお願いします。

※補助金を希望する方は、年度ごとに申請が必要です。

【利用料減免額】

子どもが利用する保育施設が定める利用料から子ども・子育て支援法に基づき市が定める利用者負担額を控除した額（補助上限 33,000 円）※補助上限額について、変更の可能性あり。

【対象期間】

令和7年4月1日～ 申請の翌月から補助対象となりますので、お早めに手続きしてください。
（申請日が月の初日である場合は、申請した月）

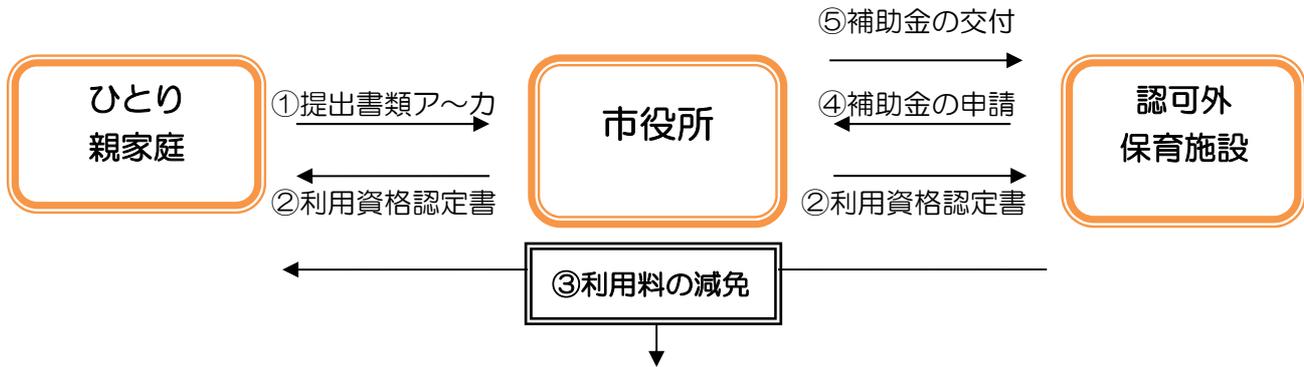
【提出書類】

- ア 児童扶養手当受給者証の写し又は浦添市母子及び父子家庭等医療費受給者証の写し
- イ 支給認定証（市町村発行）
- ウ 沖縄県ひとり親家庭等認可外保育施設利用料補助事業利用認定申請書（様式第1号）
- エ 沖縄県ひとり親家庭等認可外保育施設利用料補助事業利用証明書（様式第2号、認可外保育施設）
- オ 認可外保育施設の年齢別の利用料月額とその明細が分かる資料（利用契約書の写し・パンフレット等）
- カ 印鑑

【提出先】

提出先：浦添市役所こどもみらい課（2階）8：30～17：15 （※12：00～13：00 除く）

【減免・補助の仕組み】



認可外保育施設の利用料額 - 認可保育園に入所した場合の保育料額 = ③利用料の減免額

※但し③利用料の減免額の上限は 33,000 円*補助上限額は変更の可能性あります。

(例1) 30,000 円 - 22,000 円 = 8,000 円

(認可外保育施設利用料) (認可保育園入所の場合の保育料) (③利用料減免額)

⇒この場合8,000 円が減免額となり、22,000 円の利用料を保護者は認可外保育施設へ支払います。

(例2) 34,000 円 - 0 円 = 34,000 円 1,000 円

(認可外保育施設利用料) (認可保育園入所の場合の保育料) (③利用料減免額)

⇒この場合 34,000 円は上限 33,000 円を超えているので 33,000 円が減免額となり、1,000 円の利用料を保護者は認可外保育施設へ支払います。

(例3) 34,000 円 - 36,000 円 = -2,000 円 (0 円未満)

(認可外保育施設利用料) (認可保育園入所の場合の保育料) (③利用料減免額)

⇒この場合減免額が 0 円未満のため、減免はされず、34,000 円の利用料を保護者は認可外保育施設へ支払います。

※ご注意ください※

- ・該当する世帯で申請がない場合は、利用料の減免対象になりません。また、書類不備の場合は受付できません。
- ・申請後、市外へ住所変更する場合や利用資格の要件を満たさなくなった場合は、速やかに届出書を提出してください。
- ・利用資格の認定後でも、申請書や添付書類等に虚偽や不正がある場合は、利用資格を喪失することがあります。

※年度の途中で保育所の定員に空きが生じた場合、利用資格を喪失することになります。(保育所に空きが出たにも関わらず引き続き認可外保育施設を利用するやむをえない事情がある場合は、こどもみらい課までご相談ください。)



【問い合わせ先】浦添市こどもみらい課（給付係）：TEL876-1234（内線 3606）